

# 1 天竜ものづくり継承施設整備事業について

生活文化部文化政策課  
天竜区区振興課

## 1 補正の内容

天竜ものづくり継承施設について、施設新設ではなく既存施設を改修して活用するよう建設計画を見直したため、建設経費を皆減するとともに新たに調査費を計上するもの。

国の登録文化財である旧二俣町庁舎を改修し、本田宗一郎を顕彰する資料や遺品を展示する。また、ものづくりの楽しさや魅力を継承するイベント等を行う施設として活用していく。

## 2 スケジュール

### 【これまでの経過】

平成 19 年度

- 8 月 30 日 天竜地域協議会に「ものづくり伝承館建設計画の変更」を諮問
- 9 月 25 日 天竜地域協議会において答申に向けた協議
- 10 月 16 日 臨時天竜地域協議会において答申  
※施設を新築することなく、旧二俣町庁舎を活用する方針を了承

### 【今後の予定】

- 12 月～ 旧二俣町庁舎の改修に向けた文化財調査、老朽化・耐震調査及び計画策定、再生活用基本計画策定に係る調査委託を実施

平成 20 年度

実施設計

平成 21 年度

改修工事

## 3 補正額 △293,671千円

- ・建設経費 △297,871千円
- ・調査委託費 4,200千円

## 2 障害児日中一時支援事業について

### こども家庭部子育て支援課

#### 1 事業の概要

心身障害児及びその家族の福祉の増進を目的として、心身障害児を介護している家族が疾病・仕事等の理由により一時的に介護できない場合、一時的な預かりサービスを提供する。

障害児を一時的に介護ができない場合に支援するサービスであり、宿泊なしの日帰りサービス（レスパイト）と放課後預かりを実施している。

#### ※ サービスの対象者

浜松市の住所を有し、身体障害者手帳や療育手帳を有する18歳未満の者で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等が必要とされる者。

#### 2 補正の内容

サービス利用者への周知、放課後預かり実施施設数の増による、年間の利用者数、利用時間の増。

区 分	補正前	補 正	補正後
利 用 者 数 (人)	2,100	286	2,386
放課後預かり (時間)	40,281	45,362	85,643

#### 3 補正額 36,247千円

### 3 地域密着型サービス等提供基盤整備助成事業について

社会福祉部介護保険課

#### 1 事業概要

平成18年4月の介護保険制度改正により地域密着型サービスが創設され、地域において介護給付等対象サービスを提供する施設の計画的な整備等を促進するために交付する補助金である。

#### 2 補助内容

事業所	所在地	地区	運営法人	施設種別	定員	補正額
小規模多機能ホーム さぎの宮	東区小池町	長上・笠井	(社福)峰栄会	小規模多機能型居宅介護	25	3,000
豊の家 デイサービスセンター	東区豊町	長上・笠井	(NPO) まごのてサービス	認知症対応型通所介護	12	10,000
デイサービスのぞみ	東区上西町	中ノ町・和田・蒲	(株)望実	認知症対応型通所介護	9	11,680
遠江病院	浜北区中瀬	—	(医)社団大法会	介護老人保健施設 (介護療養型医療施設)	52	26,000
計						50,680

(注) 事業所の名称は仮称も含まれます。

#### ※地域密着型サービス

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市で提供されることが適当なサービスであり、具体的には、通いを中心として要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し自宅での生活継続を支援する「小規模多機能型居宅介護」や、ホームヘルパーによる夜間帯の定期巡回と通報に基づく随時対応を組み合わせ、在宅での24時間の安心生活を支える「夜間対応型訪問介護」、また認知症の方が通えるように対応した「認知症対応型通所介護」などがある。

#### ※介護療養型医療施設転換計画

介護療養型医療施設の廃止により、療養病床は、平成24年4月以降、医療の必要性が高い患者を対象とした医療保険適用のみとなるため、廃止までに介護老人保健施設等への転換を計画的にすすめるためのもの。

#### 3 補正額

50,680千円（国庫補助50,680千円：補助率10/10）

## 4 企業誘致関連事業について

商工部商工課

### 1 事業の目的

市内企業の市外流出を防止するため、高丘運動広場と県立農業経営高校跡地を工場用地として活用する方針を決定したことに伴い、土壤環境調査、用地の取得を行う。

### 2 高丘運動広場の工場用地への転換

#### (1) 事業内容

- ・ 土壤調査

調査範囲 約6,300㎡(運動広場、47,928㎡のうちの一部)

調査箇所 31箇所

- ・ 不動産鑑定

一画地

#### (2) スケジュール

平成19年12月 平成20年4月以降の運動広場の利用受付を停止

平成20年 3月 2月市議会に運動広場条例の改正案を上程

3月末 運動広場の利用停止

5月 6月市議会に工場用地売買契約関連議案を上程

#### (3) 補正額 3,448千円

### 3 農経高校跡地の用地取得

#### (1) 事業内容

- ・ 企業立地用地を確保するための用地取得など

農経跡地未取得用地取得及び補償、土地開発公社より代替地の買戻し、

市道付け替え工事など

#### (2) 補正額 135,415千円

## 5 公共建築物緊急耐震化推進事業について

建築住宅部公共建築課

### 1 事業の概要

本市では、切迫している東海地震対策として、市民に安全で安心な公共施設を提供することを目的に、公共建築物の耐震化を計画的かつ緊急に実施している。

特に学校施設に関しては、地震発生時に児童生徒の安全を確保すると共に、地域住民の避難場所としての役割も果たすため、耐震性能の向上を積極的に図っていくことは重要である。

今回の補正は、国庫補助の内示見込みに伴い、平成20年度事業で予定していた 5 校 10 棟（校舎及び体育館）の耐震補強工事を前倒しして実施するものである。

2 補正額 972,700 千円

### 3 対象施設

No.	対 象	施 設	棟 数
1	泉小学校	校舎	4 棟
2	与進小学校	校舎	3 棟
3	横山小学校	体育館	1 棟
4	光明小学校	体育館	1 棟
5	引佐南部中学校	体育館	1 棟
合 計			10 棟

## 6 雄踏総合公園サッカーグラウンド整備事業について

公園緑地部公園課

### 1 事業の目的

高丘運動広場を企業用地として活用することに伴い、代替施設として雄踏総合公園にサッカーグラウンドを整備するもの。

### 2 整備の概要

(1) 所在地 西区雄踏町地内

(2) 整備内容・利用開始時期

整備内容	一般用サッカー場 2 面		多目的広場 1 面 (90m×50m 芝生) ※子供用サッカー利用可
	既存グラウンド 1 面 (100m×50m)	新規整備 1 面 (105m×68m 芝生)	
利用開始時期	平成 20 年 6 月	平成 20 年 10 月	

(3) スケジュール

平成 19 年 11 月 設計業務着手

平成 20 年 4 月 整備工事着手

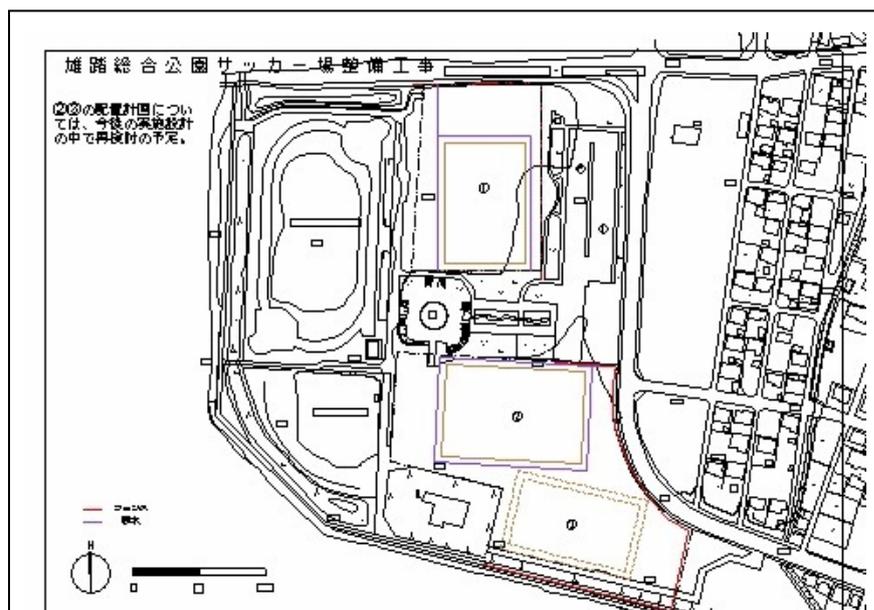
6 月 既存グラウンド整備工事完了

10 月 一般用・多目的広場整備工事完了 (芝生養生含む)

3 補正額 7,000千円

債務負担行為 限度額：90,000千円 (190千円、2090,000千円)

期 間：19年度～20年度



## 7 都田総合公園サッカーグラウンド整備事業について

公園緑地部公園課

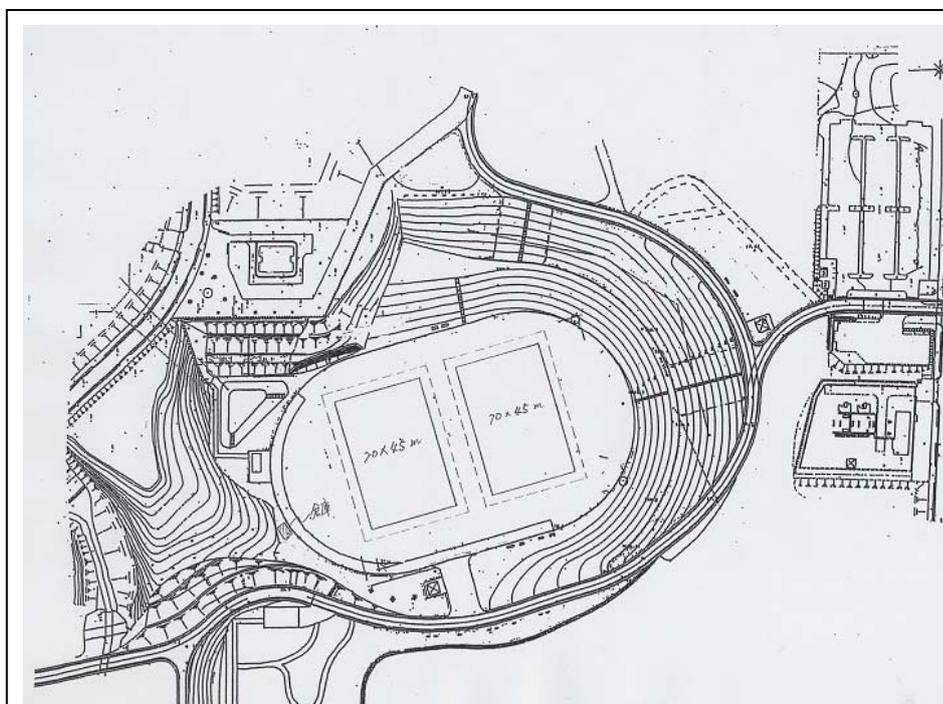
### 1 事業の目的

高丘運動広場を企業用地として活用することに伴い、代替施設として都田総合公園にサッカーグラウンドを整備するもの。

### 2 整備の概要

- (1) 所在地 北区新都田一丁目地内
- (2) 整備内容 子供用サッカー場2面 (70m×45m 芝生)
- (3) 利用開始時期 平成20年4月
- (4) スケジュール
  - 平成19年 2月 整備工事着手
  - 平成20年 3月 整備工事完了

### 3 補正額 6,800千円



## 8 市立高校野球場整備事業について

学校教育部市立高等学校

### 1 補正の理由

県立農業経営高校跡地については、企業用地としての活用を目的に、企業立地計画を策定している。

現在、市立高校野球場として活用している当該用地について、移転が必要となることから、移転先の野球場整備にかかる設計経費を補正するものである。

### 2 整備場所

- (1) 所在地 浜松市東区半田山二丁目地内（市立高校から7.5km）
- (2) 用途地域 第1種中高層住居専用地域
- (3) 面積 15,900㎡（市立高校野球場整備部分）
- (4) 現況 サッカー場1面（一般利用）

※軟式野球場2面（中学生・一般利用）が併設

### 3 整備概要

市立高校野球場（硬式） 1面

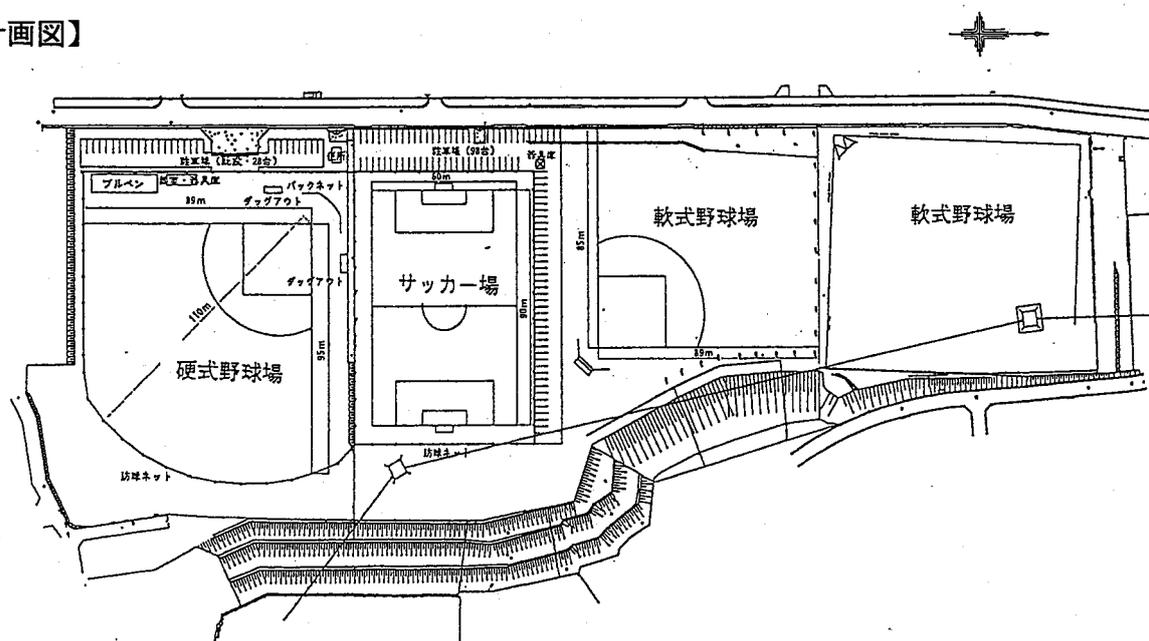
照明施設・防球ネット・ブルペン・ダッグアウト更衣室・器具庫・駐車場・トイレ

### 4 整備スケジュール

平成19年11月	設計業務委託
平成20年 4月～5月	土地利用申請・承認
6月	整備工事着工
平成21年 2月	工事完了
3月	供用開始

### 5 補正額 15,000千円

#### 【計画図】



## 9 天竜学校給食センター建設事業について

学校教育部学校施設課

### 1 目的

天竜学校給食センターは、昭和45年開設し完全給食を実施してきた。

その後37年が経過し、施設・設備の老朽化が著しくなったことから、園児・児童・生徒へのより衛生的で安全な給食の提供、作業効率の向上及び労働環境の改善のため、ドライ方式による衛生的で近代的な施設設備の学校給食センターを整備することとなった。

平成19年度は、施設規模の見直しのための実施設計委託料を当初予算で計上したが、施設について抜本的な見直しを行うため、設計の見直しではなく再設計を実施するものである。

このため、19年度事業費4,000千円を減額するとともに、再設計に要する期間が6か月程度（20年1月～6月）見込まれることから、債務負担行為を設定する。

### 2 見直し概要

処理能力 2,500食/日 → 2,000食/日

主な見直し内容

- ・建物規模の縮小
- ・屋根形状変更、吹抜きの廃止
- ・仕上げ材、外壁材料、塗装材料等の見直し
- ・床下配管用ピットの規模縮小 など

### 3 事業計画

年度	年月	内容
16年度		基本設計
17年度		地質調査、実施設計、用地購入
19～20年度	20年1～6月	実施設計（再設計）
20年度	20年 9月	工事着手
21年度	7月	完成
	8月	試運転
	9月	稼動

- 4 補正額 △4,000千円（皆減）  
債務負担行為 限度額：16,000千円（190千円、2016,000千円）  
期間：19年度～20年度

## 10 土木単独事業費（債務負担行為）について

土木部土木管理課

### 1 事業の目的

年度末の3月に土木工事が集中することは、交通渋滞を発生させる要因となり、市民生活に大きな影響を与えている。このような状況を極力なくすため、債務負担行為を活用して、平成19年度内に工事を発注し、年度末に集中する工事完成の時期を分散することにより、年度末工事完成件数を30%未満に抑え、年間を通して工事の平準化を図っていくものである。

### 2 対象事業

- ・単独事業費のうち、工期が3～6ヶ月で金額5,000千円以上の土木工事（渇水期など時期を限定した工事を除く）

### 3 債務負担行為

限度額：1,400,000千円

期間：平成19年度～平成20年度

事 項	限 度 額
道路新設改良事業費（単独事業費）	380,000千円
河川改良事業費（単独事業費）	170,000千円
道路維持修繕事業費（単独事業費）	650,000千円
交通安全対策事業費（単独事業費）	100,000千円
河川維持修繕事業費（単独事業費）	100,000千円
計	1,400,000千円

## 1 1 職員給与の改定について

総務部人事課

### 1 補正の概要

人事委員会による職員の給与改定に関する勧告を踏まえ、職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定に伴ない人件費を追加する。

### 2 改定の内容

- ・若年層（1級～3級）給料月額の引上げ  
行政職給料表 改定率 1級 1.1% 2級 0.7% 3級 0.009%
- ・子等に係る扶養手当の引上げ +500円/1人あたり月額（6,000円⇒6,500円）
- ・勤勉手当の引上げ +0.05ヶ月（1.45月⇒1.5月）

### 3 補正額

（単位：千円）

会計別	補正前の額	補正額	計	人件費補正額	備考
一般会計	268,185,000	184,485	268,369,485	184,485	
特別会計	232,113,706	568	232,114,274	733	
と畜場・市場事業	358,700	200	358,900	200	
中央卸売市場事業	709,300	333	709,633	333	
小型自動車競走事業	18,850,720	0	18,850,720	165	予備費 △165
駐車場事業	1,373,000	35	1,373,035	35	
その他	210,821,986	-	210,821,986	-	
計（一般会計+特別会計）	500,298,706	185,053	500,483,759	185,218	
企業会計	80,139,897	11,653	80,151,550	13,893	
病院事業	21,032,443	0	21,032,443	2,240	委託料など △2,240
国民宿舎事業	328,747	65	328,812	65	
水道事業	20,378,052	6,510	20,384,562	6,510	
下水道事業	38,400,655	5,078	38,405,733	5,078	
総計	580,438,603	196,706	580,635,309	199,111	

## 1 2 龍山中学校と光が丘中学校の統合について

学校教育部教育総務課

### 1 補正の内容

龍山中学校、光が丘中学校両校の円滑な統合を推進するため、龍山中学校の閉校に伴う記念誌の作成、光が丘中学校への引越にかかる経費、及び生徒の環境の変化に配慮するため両校の交流事業にかかる経費を追加するものです。

### 2 経緯

- ・本年7月より「浜松市学校・幼稚園規模適正化基本方針」策定のための小規模校の保護者を対象とした意見交換会を開催（龍山地区7月20日（金）、9月26日（水）、10月12日（金）開催）
- ・意見交換会での説明を受け保護者が検討  
⇒ “平成20年3月に龍山中学校を閉校、同年4月に光が丘中学校へ統合” することを保護者会で決定
- ・保護者の意向を受け、自治会連合会が中心となり地域の意見を集約
- ・11月13日（火）龍山地区の保護者会及び自治会連合会より要望書『平成20年4月に龍山中学校を光が丘中学校に統合することへの要望』提出

### 3 光が丘中学校、龍山中学校の生徒数（平成19年5月1日現在）

区 分	光が丘中	龍山中	合 計
1年生	85人	7人	92人
2年生	97人	2人	99人
3年生	87人	7人	94人
計	269人	16人	285人

### 4 補正額 1,000千円

内 容	金額（千円）	備 考
閉校記念誌作成	282	600部作成
引越費用	529	備品、書類、パソコン、サーバ等
交流事業	189	龍山中と光が丘中の交流にかかるバス借上料等
計	1,000	